

取組課題への対応状況及び 今後の取組方針(案)

推進会議で取り組む課題一覧

(平成20年7月15日決定)

番号	課題名	掲載ページ
1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮	2
2	障害者用駐車スペースの適正な利用	4
3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れ	6
4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮	8
5	障害の状況に応じた職場での配慮	10
6	障害のある人が使えるトイレの設置推進	12
7	障害のある人に対する不動産の賃貸	14
8	店舗での買い物と移動の介助	16
9	音響式信号機の音声誘導ルール	18
10	保育所等における障害児への配慮	20
11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮	22

■ 前回会議の結果、決定されたこと

- 11課題について、実現可能なことから、各委員の協力をいただき積極的に取り組むこと
- 特に、上記課題1, 6, 7について分野別会議を設置するなどして検討していく。
- 情報公開のもと、県民の理解と参加を得ながら取組みを進めること

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

【事例】

1. 防災情報など命に関わる情報提供は、点字版やSPコード(音声コード)を印刷したものも作成すべきではないか。
2. 行政庁から送付された書類であることが視覚障害者にも識別できるよう、封筒や葉書に触読できる浮き出しマークなどを付けてほしい。
3. テレビの副音声で解説放送を流すようにしてほしい。
4. ケーブルテレビの番組表を点字化してほしい。
5. 駅員不在で、視覚障害のある人が切符売場の場所がわからず困った。
6. 駅で非常時の案内が音声のみで行われ、聴覚障害のある人には状況がわからなかった。
7. 聴覚障害のある人が手話体験学習の講師を引き受けるに当たり、手話通訳の派遣が予定されていなかった。
8. 公職選挙法で、知事選挙の政見放送に手話通訳や字幕を付けることが認められていない。

【問題の所在】

- 情報の発信は活字や音声により行われることが多く、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害等のある人は、その障害があるがゆえに必要な情報を得ることが困難なことが多い。また、緊急時に適切に情報が提供されないと、直ちに生命・身体や財産等に重大な影響を及ぼすおそれがある。
- このため、障害のある人に対し必要な情報を適切に提供できるよう、障害のある人の障害特性に応じた配慮を行う必要があるが、現実には、上の【事例】のとおり、障害のある人が望む配慮が行われていないことが多い。

※ 障害のある人の情報獲得手段

- 視覚障害のある人
 - 全盲の人は音声、点字、触覚、弱視の方は音声や拡大文字により情報を得ている人が多い。(点字は重要な伝達手段だが、読める人は少数。)
 - インターネットの利用は、音声読上げソフトを活用している人が多い。
- 聴覚障害のある人
 - 手話を使用言語とする「ろう者」と音声語を使用言語とする「中途失聴・難聴者」がおり、ろう者は手話通訳、中途失聴・難聴者は要約筆記(聞こえる人が聴き取った話の要点を文字で伝える)により情報を得ている人が多い。
 - 補聴器で聞こえを補ったり、人工内耳を装用している人も増えている。

【課題への対応状況】

- 県では、「コミュニケーションに障害のある方への配慮の指針」として、「情報保障のためのガイドライン」を策定中である。（ガイドラインの案は別添資料2、その骨子は別添資料2-2）

このガイドラインは、障害のある人に対する情報保障を確保するため、県の各機関が行うべき配慮の指針を示すもので、県の各機関で実施していく。

※ 情報保障のためのガイドラインの策定経緯

- 平成20年12月2日から12月24日まで
コミュニケーションに障害のある方々の情報保障に必要な行政機関の配慮のあり方について、県民の皆様から意見を募集し、その結果211件の意見をいただいた。
- 平成21年2月24日から5月20日まで
官民協働による「コミュニケーションに障害のある方の情報保障に必要な行政の配慮に係る研究会」を設置して6回の会議を開催した。
委員は、視覚障害や聴覚障害のある当事者（盲ろう者を含む。）、知的障害のある人の家族、県職員の11名で構成。

- 県では、平成21年7月に「千葉県ホームページアクセシビリティガイドライン」(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kouhou/web/ac-gl.html)を策定し、これに従って誰もが利用しやすいホームページづくりを進めている。

- さらに、県では、市町村の防災業務を支援するため、平成21年10月に「災害時要援護者避難支援の手引き」

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bousai/taisaku/keikaku/hinan/youengo/tebiki.html)

及び「災害時における避難所運営の手引き」

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bousai/taisaku/keikaku/hinan/hinanjo/tebiki.html)

を作成した。これを参考に、市町村に災害時要援護者避難支援プランの策定を働きかけ、災害時に適切な情報提供が行われるようにしていく。

【今後の取組方針(案)】

- 「情報保障のためのガイドライン」を県職員に周知し、まず県が率先してこの課題に取り組んでいく。
- 「情報保障のためのガイドライン」の趣旨を市町村や民間へ普及していく。

課題2 障害者用駐車スペースの適正な利用

【事例】

1. 障害者用駐車スペースに障害のない人が駐車してしまい、車いす使用者等が利用できない。
2. 車いす使用者が車両に車いすマークを貼っていないという理由で障害者用駐車スペースへの駐車を拒否された。
3. 障害者用駐車スペースの駐車の予約をしていないという理由で断られた。

【問題の所在】

- 障害のある人にとって、障害者用駐車スペースの存在は自由な外出を保障するために極めて重要であるが、上記の事例のように障害者用駐車スペースを利用できないことも多い。
- その原因としては、以下の問題点が挙げられる。
 - ① 駐車マナーの悪い人が多い。(障害のない人が、「車いすマーク」をつけていることもある。)
 - ② 障害者用駐車スペースは、法令等により整備基準(下の※)は決まっているが、利用のルール(誰のためのスペースか)は明確にされていない。
一般的には、車いす使用者をはじめ、障害のある人、病気やけがにより一時的に体の不自由な人、介護を必要とする人あるいは妊産婦など、身体的理由で一般の駐車区画では利用が困難な人の駐車施設と考えられている。

※車いす使用者用駐車施設の整備基準

- バリアフリー新法に基づき、不特定多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設を設けなければならない。
- 建築物移動等円滑化誘導基準では、多数の人が利用する駐車場に、全駐車台数が200以下の場合には50分の1以上、200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが規定されている。
- 幅を350cm以上とる、車いす使用者用である旨を見やすく表示する、建物の出入口にできるだけ近い場所に設置することが定められている。



障害者用駐車スペースの例



※障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークで、このマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

(財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

※身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。(警察庁交通局)

(参考)

- 平成21年4月に公布された改正道路交通法により、70歳以上の高齢者、聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件を付されている者、妊婦等が、官公庁や福祉施設等の周辺の道路上に設置される予定の「高齢運転者等専用駐車区間」に駐停車できる(本人が運転しており、かつ、公安委員会が交付する標章を掲示した自動車に限る。)こととされ、平成22年4月から施行される予定である。

【課題への対応状況】

- 障害者用駐車スペースの利用マナーについての普及啓発について、大型商業施設等民間事業者の協力を求めていく予定である。

【今後の取組方針(案)】

- 障害者用駐車スペースの適正な利用のあり方について、他県での取組状況や効果的な啓発などについても調査し、検討を行っていきたい。
- 民間事業者に対し、障害者用駐車スペースの適正利用を呼びかける店内放送や、障害者用駐車スペースであることを分かりやすく表示するための工夫等をお願いしていきたい。

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ

【事例】

1. 病院、レストラン、本屋、タクシーで盲導犬の同伴を拒否された。
2. 民間のアパートを探しているが、盲導犬がいるため断られる。(課題7と関連)

【問題の所在】

- 身体障害者補助犬法では、
 - 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないこと(7～9条)
 - 常時雇用労働者56人以上の民間事業主は、事業所等に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこと(10条)
 - 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと(11条)とされているが、拒否されるケースがある。
- 拒否理由としては、以下の点が挙げられる。
 - ① 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)のことを知らない人もまだいる。
 - ② 他の施設利用者で犬を嫌がる人がいるので、その人に迷惑がかかる。
 - ③ 犬の毛が落ちるのではないかなど、衛生面で不安である。
 - ④ 医療機関では、犬の感染をきっかけに感染が拡大するおそれがある。
- しかしながら、盲導犬の同伴拒否の相談があった際、相談員が施設に対し身体障害者補助犬法について説明すると理解を示すことが多いことから、事業者へ制度を周知することが課題であると考えられる。

※補助犬の種類

- 盲導犬** 目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教える。胴体にハーネスをつけているのが特徴。
- 介助犬** 手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりする。着替えも手伝う。
- 聴導犬** 耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせる。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教える。

【課題への対応状況】

- 県障害福祉課のホームページにおいて、身体障害者補助犬について説明するページを掲載し、県民の皆様の理解と御協力をお願いしている。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/gyosei/hozyoken.html

- 平成20年4月から、身体障害者補助犬法に基づき、補助犬に係る相談窓口を県庁障害福祉課に設置した。(他に千葉市、船橋市、柏市に設置された。)
- 県から、市町村、県健康福祉センター(保健所)、県障害者相談センター、県立病院に対して、「ほじょ犬ステッカー」を送付し、活用を依頼した。

【受入れステッカーの一例】

厚生労働省



全国盲導犬施設連合会



日本補助犬協会



- 県では、平成21年10月に千葉県盲導犬ユーザーの会、財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、県職員を対象とした盲導犬に関する研修会を開催した。
- 千葉県がんセンターでは、身体障害者補助犬を使用される方への対応方針を定め、ホームページに公表した。

<http://www.chiba-cc.jp/general/patient/dogs.html>

また、千葉県救急医療センターでは、職員に対し、補助犬の受入れマニュアルを配布し、周知を図った。

- 千葉県生活衛生同業組合連絡協議会では、盲導犬の理解のための研修会を開催し、補助犬受入れステッカーを構成員に配布した。

【今後の取組方針(案)】

- 県内の医療機関、飲食店、理美容店、旅館ホテル、タクシー事業者等に対し、補助犬の周知を図り理解を広げていきたい。
- 補助犬のユーザーや育成団体等の協力を得て、補助犬についての研修会を開催したり、補助犬受入れステッカーを幅広く配布するなど、理解を広げる取組みを実施していきたい。

課題4 預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮

【事例】

1. 視覚障害のある人が銀行の窓口で預金の引出しやローンの返済方法の変更をしようとした際、書面の自署を求められたが、できないため、手続きできなかった。
2. 視覚障害のある人が銀行のATMで預金の引出しや振込みを行おうとして、行員にATMの操作を手伝ってほしいと頼んだが、断られた。
3. 視覚障害のある人が口座を開設しようとしたが、家族の立会い又は成年後見制度の利用を求められた。

【問題の所在】

- 金融機関は、預金者保護のため、職員による書面の代筆やATM操作の介助を認めていないことが多いが、視覚障害のある人や肢体不自由の人の中には、障害があるために書面の自署ができない、ATMの操作が独力ではできない人もおり、障害特性に応じた配慮がないと自由に金融機関を利用できない。
 - 先天的に全盲の人は文字を習得していないなど、視覚障害者の多くは、決められた場所に自署するのは困難である。
 - 手が不自由な人の中には、自署するのが困難な人がいる。
 - 視覚障害のある人にとっては、タッチパネル式のATMは使いにくい。
 - 車いすの人はATMの下に脚が入るスペースがないと操作しにくい。
- 視覚障害者対応ATMは、金融機関の努力によりかなり整備が進んでいるが、金融機関によっては、まだ設置されていない店舗もある。
(視覚障害者対応ATMは、受話器(ハンドセット)が装備されていて、その受話器からの音声案内に従ってテンキーを操作することによって利用できるタイプのものが多い。)
- 視覚障害者対応ATMは、預金の預入れ、引出し、残高確認、通帳記入はできるが、振込みについては、店舗数が膨大で案内に限界があるなどの理由でできない。

【課題への対応状況】

- 主な銀行におけるATMについて、音声案内機能設置の有無、視覚障害者が利用する際の介助の有無、介助できない場合はその理由、ATM手数料と窓口手数料などを調査した。
(その結果、金融機関ごとに対応状況に差異があることが分かった。)

【今後の取組方針(案)】

- 関係者からなる検討会議を設置し、取り組んでいきたい。

課題5 障害の状況に応じた職場での配慮

【事例】

1. 心臓機能障害があるため、医師の助言も受け、配置替えを希望し会社に訴えたが、認められず、退職を余儀なくされた。
2. 上下肢の障害に伴う執務困難な業務について上司に配慮を求めたが、理解してもらえない。
3. 交通事故の後遺症による障害のため職務復帰後、本来の業務を行うことができず、簡単な事務作業しか任されなくなったので、別の職種への変更や障害者枠への転換雇用を会社に希望するが、取り合ってもらえない。
4. 精神障害があることを会社に伝えて就職したが、体調を崩して入院し、職場復帰の段階になって突然解雇を告げられた。

【問題の所在】

- 障害のある人が能力を十分に発揮して働き続けることができるためには、一人ひとりの障害の状況に応じた職場環境の整備等の配慮が必要だが、障害のある人を受け入れるためには、建物や設備、備品の配慮のほか、仕事の内容やローテーションの見直し等の配慮が求められ、使用者側で十分な対応ができない場合もある。
- 職場において障害のある人に対する合理的な配慮を行うには、使用者や管理監督者の障害に対する理解が不可欠であるが、中には誤解や偏見を持つ人もいる。
- わが国も署名し、平成20年5月に発効した障害者の権利に関する条約では、締約国は、職場における合理的配慮の提供の確保等のために適当な措置をとるべきこととされているが、これまでの我が国にない概念であることから、現在国は、同条約への対応として、障害者雇用促進法制においてどのような措置を講ずべきか検討を行っている状況であり、職場における合理的配慮の提供の確保は法律に明記されていない。

(参考) 障害者の権利に関する条約の概要(雇用分野)

公共・民間部門での雇用促進等のほか、

- ① あらゆる形態の雇用に係るすべての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全・健康的な作業条件を含む。)に関する障害に基づく差別の禁止(1(a))
- ② 公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件及び苦情に対する救済についての権利保障(1(b))
- ③ 職場において合理的配慮が提供されることの確保(1(i))
等のための適当な措置をとることにより障害者の権利の実現を保障・促進することとされている。

【課題への対応状況】

- 現在、国が職場における合理的配慮の提供の確保を含め、障害者の権利に関する条約への対応について検討中であることから、その状況を見守っている。

【今後の取組方針(案)】

- 国の検討状況を見守るとともに、当面は、各企業等に対し、以下の例を参考に、障害のある人に対する職場における配慮の実施に努めていただくようお願いしたい。

※ 条例の解釈指針に記載されている合理的配慮に基づく措置の例

- 車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
- 精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
- 仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
- 知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
- 障害を持ったことによる退職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
- エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を1階の業務に配置すること。

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進

【事例】

1. 膀胱機能障害のある人が使用できるトイレが建物の中にない。
2. 公園に障害者用トイレが少ない。
3. 災害時の仮設トイレに手すりを設置してほしい。
4. 「多目的トイレ」、「だれでもトイレ」等の表示は、障害者が使えないときもあるので、やめてほしい。
5. 車いす使用者が勤務先で使用するトイレが、施設利用者と兼用の多目的トイレで使用中であることが多く、なかなか使えず困っている。

【問題の所在】

- トイレは、誰もが使うものであるが、まちにある公共トイレは、障害のある人にとっては使いにくいものや使えないものも多いことから、障害のある人にとって自由な外出や移動に制限がかかることがある。
- オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応のトイレが少ない。
 - オストメイトが排泄物の処理、ストーマ(排泄口)装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる汚物流し台等の設備が求められる。
- 車いす使用者が使いにくい又は使えないトイレが多い
 - 出入口の段差解消、出入口の有効幅員の確保、車いすが回転できる広さの確保、様式便器の設置、適切な手すりの設置等が求められる。
- 現在は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者、車いす使用者、子ども連れの人、オストメイトなど、できるだけ多くの人を利用できるように設計された多機能トイレの設置が進んでいるが、1つのトイレでさまざまな人のニーズに応える真にユニバーサルなトイレの設計は難しい。
- 「多機能トイレ」はあるが、使う人が多くて障害のある人が使えない問題が起きている。

※ 国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設、都市公園、建築物等のバリアフリー整備ガイドラインを定め、この中でトイレの整備基準を示した。

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/11-07benjo.pdf>

【課題への対応状況】

- 国の事業を活用して、県及び一部の市町村は、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備することとしている。
- 県のホームページに「ちばバリアフリーマップ」を掲載するなどして、情報提供を行っている。
「ちばバリアフリーマップ」 <http://www.pref.chiba.lg.jp/pbbfmap/>

【今後の取組方針(案)】

- 障害のある人が使いやすいトイレとするためにはどんな配慮が必要なのか、障害当事者の声を集めるとともに、障害のある人が使いやすいトイレの設置をどのように推進していくかなどについて、幅広く県民の皆様から意見を募集し、その結果を公表するとともに、関係機関へ送付することによって、障害のある人が使いやすいトイレの設置を推進していきたい。

課題7 障害のある人への不動産の賃貸

【事例】

1. アパートを借りるときに、精神障害があることを告げると断られるという体験を何度もしている。
2. 精神障害があることを隣人に話したら、不動産屋から現在の住宅を出ていくよう遠まわしに言われた。
3. 車いすを使用しているが、受け入れてくれる不動産屋がない。
4. 知的障害者グループホームの建設に当たって、地域住民が反対している。
5. 精神障害者のグループホームに対して、近隣の住民から、騒音、窓の開閉等の苦情が継続的に寄せられる。

【問題の所在】

- 住まいは、人の生活の基盤となるものであり、障害のある人が地域で暮らすためには、障害のない人と同様に自由に家を借りられることが必要であるが、不動産業者や家主に障害のある人に対する誤解や偏見があるために、障害のある人が借家を拒否される例が多い。拒否理由としては、以下の点が挙げられる。
 - ① アパートの住人や近隣住民とのトラブルへの恐れ
 - 「障害者が隣に越してきたら他の人が出ていってしまう。」
 - 「奇声をあげたりするのですか。」「暴れたりするのですか。」
 - 「知的障害者は困る。」
 - ② 火災への不安
 - 「目が見えないのに、火の始末はできるのか。」
 - ③ 安全を保障できない、いざというときに責任を負わされるという不安
 - 「障害者のような面倒な人たちとかかわりたくない。」
 - 「聞こえないのでは何かあったときに困る。」
 - ④ 建物を維持できなくなるかもしれないという不安
 - 「車いすを使用されると建物が傷む。」
 - 「建物を改造されてしまうかもしれない。」
- 障害のある人が地域で暮らすときに、住まいの場としてのグループホームは重要な資源であるが、グループホームをつくる際に、「住宅地のグレードが落ちる」、「障害のある人とのトラブルが心配」といった誤解や偏見により、近隣の住民から、反対や苦情を受けることがある。

【課題への対応状況】

- 国が実施する「住宅入居等支援事業」(居住サポート事業)や「あんしん賃貸支援事業」の周知及び推進を行っている。
 - ※ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業):厚生労働省実施
市町村が実施主体で実施する事業。賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行うもの。
 - ※ あんしん賃貸支援事業:国土交通省実施
高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯(小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯)の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や様々な居住支援を行う。

【今後の取組方針(案)】

- 障害のある人、不動産関係事業者、県職員などで構成する障害のある人の不動産取引に係る問題の検討会を設置して、課題解決のための具体的取組について協議することとしていきたい。

課題8 店舗での買い物と移動の介助

【事例】

- ・ 視覚障害のある人がショッピングセンターで、買い物のガイドや移動介助のサービスが受けられなくなった。

【問題の所在】

- 障害のある人がお店で買い物をする際、スタッフから、障害の状況に応じて、買い物のガイドや移動介助のサービスを受けられれば買い物がしやすくなるが、お店によっては、そのためにマンツーマンで対応する従業員を配置するのは人員配置上困難なため、限られたスタッフの中で、どんな工夫ができるかが問題となる。
- 視覚障害に限らず、聴覚障害、肢体不自由、知的障害など、障害の種別、程度に応じて、必要とされる配慮も異なるため、接客する従業員が、障害の特性を理解し、的確な対応をすることが求められるが、そのノウハウを有する従業員は少ない。

【課題への対応状況】

- 視覚障害など移動に困難のある障害者に対する外出支援についての公的なサービスとしては、市町村が実施しているガイドヘルパーの派遣事業があるので、県に相談があった場合には、この事業を案内している。

【今後の取組方針(案)】

- 各店舗に対し、障害のある人が来店することを想定して、可能な範囲でサービスを提供できないか検討をお願いしていきたい。

課題9 音響式信号機の音声誘導ルール

【事例】

1. 視覚障害のある人が利用する音響式信号機について、通常は広い通りの方が「カッコー」の声で、狭い通りの方が「ピヨピヨ」の声のはずだが、間違って運用されていたので、移動に支障がある。
2. 視覚障害のある人は、常に認識している地図を頼りに歩いており、道路の優劣・広さより、方向感覚を維持していくためにもその場の東西南北を基準とした音声誘導が必要である。

【問題の所在】

- 音響式信号機は、視覚障害のある方にとって、安全に移動するために欠くことのできないものであるが、音声誘導の運用が地域によって異なることもあるため、視覚障害のある人が他の地域へ旅行したときに、方向を誤り、場合によっては身に危険が及ぶおそれがある。
- 本県では、音声誘導は、主道路を横切るときに「カッコー」、従道路を横切るときに「ピヨ」を基本としているが、音響式信号整備当初に音声誘導の基準がなかったこと、新設道路の供用や道路の拡幅整備、大型商業施設等の出店により交通量が増加したことなどにより、道路の主従関係が逆転している場所では基準とは相違した音声誘導となる。また、同一道路であっても交差する道路により道路の主従関係が逆転する場合は、一つの道路を同じ方向に歩いていても途中で音声誘導が変わってしまう。
- 全国的には、音声誘導のルールは統一されていない。東西南北を基準とした音声誘導で統一している県も一部あるが、東西と南北方向のどちらを「カッコー」とするかは、県によって異なる。現段階で千葉県として東西南北を基準とした音声誘導に統一変更したとしても、その後に音声誘導が千葉県と異なる形で全国的に統一された場合には、さらに変更することになる。

【課題への対応状況】

- 視覚障害のある人は、音声誘導と周辺環境を関連記憶しており、音声誘導基準の変更は、利用者の一時的な混乱を招くことや、新たな環境に適応する負担が大きく事故につながることで懸念されるため、全国統一の動向を見ながら慎重に検討している。
- 道路整備や交通量変化などの道路交通環境の変貌で音響式信号機が利用しづらい場所については、利用者の意見を聞きながら改善している。

【今後の取組方針】

- 東西南北を基準とした音声誘導で全国的な統一が図られる場合は、関係団体や関係機関等と協議しながら、統一に向け必要となる予算を警察本部で確保する。
- 音響式信号機の改善には、利用者の意見を反映させる必要があることから、障害者団体等での意見の集約をお願いする。

※ この課題については、警察本部で検討が行われ、上記の対応をすることが示されたことから、いったん終結することとしたい。

課題10 保育所等における障害児への配慮

【事例】

1. 保育園に通園している子どもが、障害児専門保育の対象となるため、時間外保育の利用ができなくなると言われた。障害があるという理由だけで保育時間が短くなることは納得できない。
2. 自閉傾向があると診断された子どもが入園予定の保育園での支援体制が心配である。
3. 子どもの障害の内容や程度によって学童保育の入所を断られることがある。
4. 学童保育所が、入学予定の小学校から遠方にあり、しかも途中歩道がなく安全面で不安なので送迎してほしい。
5. 子どもに多動、衝動行為が多いため、学童保育所職員が手を焼き、子どもが孤立している。

【問題の所在】

- 児童福祉法における保育所の入所要件は、「児童が保育に欠ける」ことだけであり、その児童が保育に欠ける限りは障害の有無にかかわらず保育所において保育を受けることができる。しかし、保育所の施設や人員配置基準を定めた児童福祉施設最低基準は、保育所において障害児を受け入れることを想定していないことから、障害児を受け入れるに当たり、児童の安全確保等のため、この基準を超えた施設整備や人員配置が必要となる場合には、その費用は市町村又は事業者の独自負担となる。
- 施設整備や人員配置ができないと、児童の安全確保等が難しいため、障害児にとっては、希望の保育所に入所できない場合や、受入体制が整うまで入所を待たねばならない場合などの制限が課せられてしまう場合がある。
- 保育所が障害児を受け入れるに当たって配慮すべきことについて、保育所の考えと保護者の期待との間にずれが見られる場合がある。
- 学童保育の実施場所について、校内に空き教室がない、学校敷地内に適当な設置場所がないなどの理由から、校外の施設で実施せざるを得ず、障害児の通所に配慮が必要な場合がある。

【課題への対応状況】

- 保育の実施責任は市町村にあることから、国は市町村に対し障害児保育に要する財源を交付税措置しており、また、県では、県単独事業の「すこやか保育支援事業補助金」において、障害児を受け入れた民間保育所について1人当たり50万円の補助を実施している。(県と市町村が1/2ずつ負担。)
- 学童保育は、市町村ごとに地域の実情に応じて実施されているため、県としては、「千葉県放課後児童クラブガイドライン」を策定し、障害児の受入れを優先する、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らない、施設のバリアフリー化に努めるなど、目指してほしい望ましい水準を示しているため、これに沿った運用に努めるよう働きかけている。
- 保育所職員に対し、障害児保育に関する研修を実施している。
- 第4次千葉県障害者計画の推進のため設置した「療育支援専門部会」において、保育所等における障害の早期発見や支援機関へのつなぎについて検討を行っている。

【今後の取組方針】

- 保育の実施主体は市町村であることから、引き続き、保育所における障害児の受入体制の整備に努めるよう市町村に促していくとともに、県としての支援のあり方について検討してまいりたい。
- 引き続き、保育所職員に対する障害児保育に関する研修を実施するとともに、保育所職員が子どもの障害に気づく能力やその後の支援機関へつなぐ技術を高めるため、臨床心理士や理学療法士等の専門職等で組織した指導チームが巡回し、職員に対し技術的な支援を実施していきたい。

課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

【事例】

1. 自閉症の小学2年の子に、母親が普通学級で一日中付き添って学習支援をしているが、学習支援できる教員を配置するなどの支援をしてほしい。
2. 発達障害のある子どもが普通学級に適応できず、また他の生徒から障害について理解されないため、学校に行きたがらなくなっている。
3. 発達障害があり、パニックになると大声で泣き出し止まらなくなる高校3年の子が参加する修学旅行に親も同伴してほしいと求められた。
4. 知的障害があり特別支援学級に通学している小学6年の子が、遠方の特別支援学級のある中学校ではなく、友だちと一緒に地域の中学校に進学したいと希望している。

【問題の所在】

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利が憲法で保障されており、また、平成18年12月の改正教育基本法では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」ことが新たに盛り込まれており、県民と行政が一体となってより良い教育上の支援の方法を構築していくことが求められている。
- 具体的には、以下の問題点がある。
 - 国の財政措置が無い中で、障害のある児童生徒に常時学習支援をする教員を配置することは難しい。
 - 障害のある児童生徒の学習支援や介助を行う人材が配置できていない市町村がある。
 - 発達障害のある子の障害特性が学校現場で十分理解されていない。
 - 学校は、障害のある児童生徒に対する教育上の必要及び安全確保の観点から保護者に付き添いを求める場合があるが、保護者はそれを配慮が欠けていると認識することがあり、意識のずれがある。
 - 就学先の決定について、市町村教育委員会の判断と本人、保護者の考えが合致しない場合がある。

【課題への対応】

1 市町村教育委員会の対応

(1) 障害のある児童生徒への条件整備

- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒への条件整備が適切に行われるよう、努めている。

(2) 学齢児童生徒の就学先の決定

- 学校教育法施行令等に基づく就学指導の仕組みを前提に、市町村教育委員会が、本人や保護者の意見を十分に聴き、就学指導の過程や就学先における教育内容、施設や設備の状況、地域で受けられる支援の状況、専門的知識を有する者の意見の内容等について説明や情報提供を丁寧に行い、総合的な見地から就学先を判断している。

(3) 特別支援教育支援員の配置・拡充

- 障害のある幼児児童生徒の学習支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置・拡充に努めている。

2 県教育委員会の対応

(1) 教職員の専門性の向上のための事業

- 特別支援アドバイザー事業を展開し、専門職員19人を県内5教育事務所に配置し、発達障害を含むすべての障害を対象として、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方などについて、教職員等に対し、助言・援助をしている。
- 障害のある幼児児童生徒への適切な対応がなされるよう、発達障害や二次障害の理解についての様々な研修会を実施している。
- 障害別、基礎・専門講座研修や特別支援コーディネーター研修等、教員の実態や希望に応じた研修を実施している。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、学校の支援体制や教職員の資質の向上を図っている。

(2) 学校行事への保護者の付き添い

- 保護者と学校、教育委員会が十分に話し合い、保護者の理解や同意を得るようになっている。

(3) 外部人材の活用

- 障害のある幼児児童生徒に対する学習活動を支援するための学生及び社会人ボランティアの派遣事業を実施している。

【今後の取組方針】

- 県は、障害のある子に対し適切な教育上の配慮が行われるよう、上記取組みの継続・充実に努める。また、市町村に対して障害のある子への条件整備を促すとともに、特別支援教育支援員の配置・拡充の配慮等をお願いしていく。